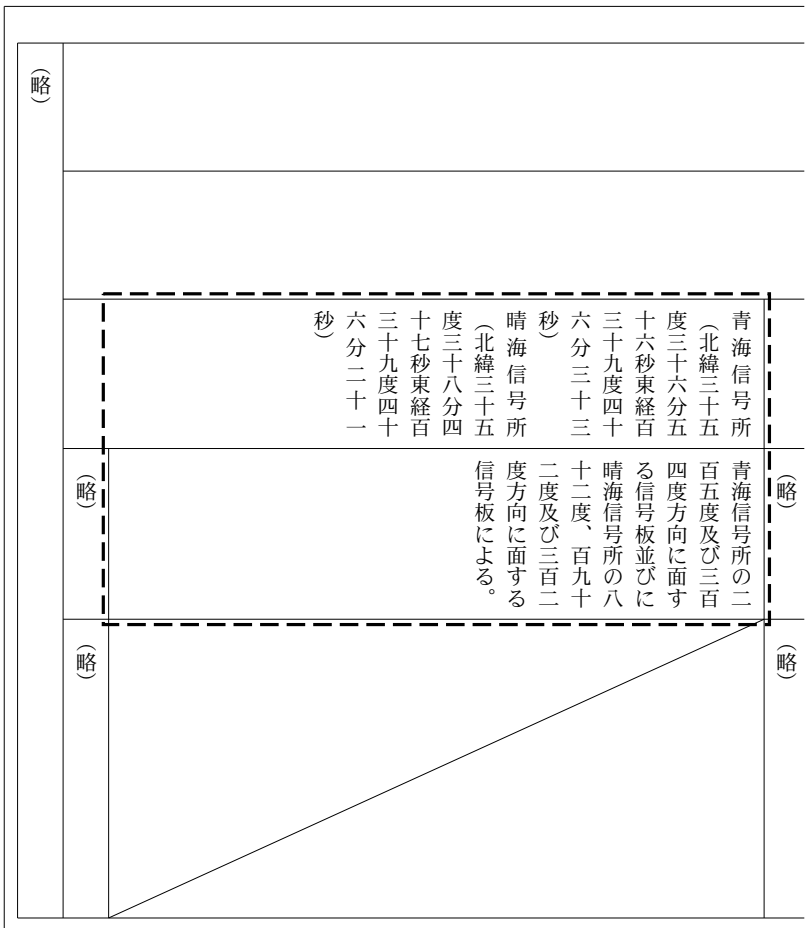
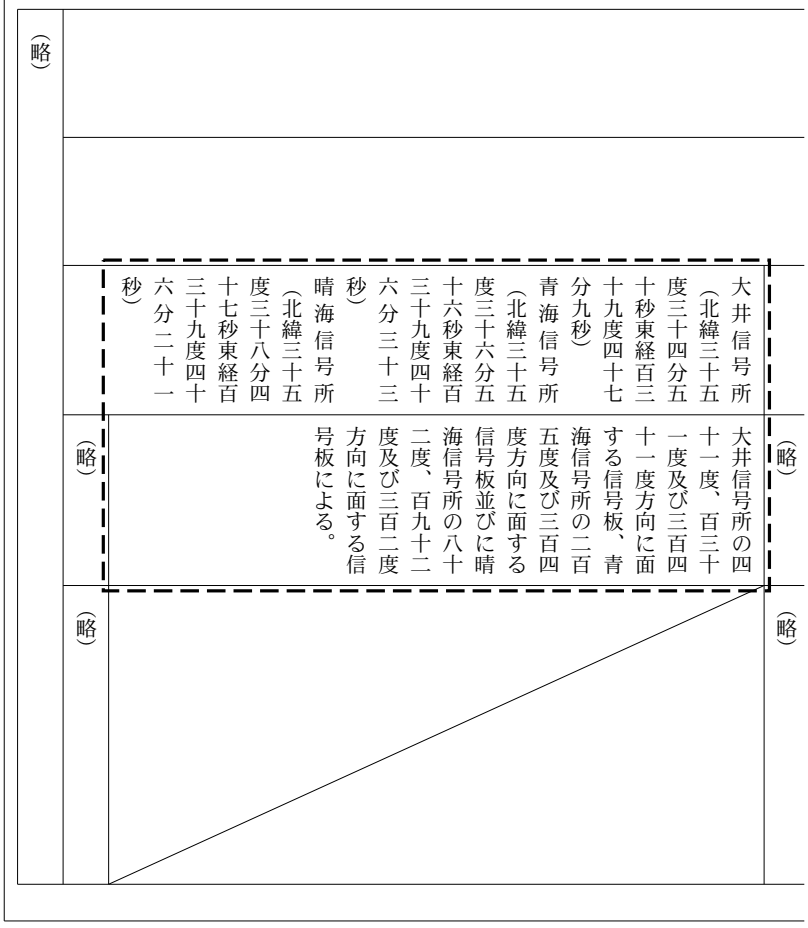




附　則

この省令は、平成三十年十二月十五日から施行する。

○環境省令第二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第五項及び第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ニ並びに第六条第一項第一号ロ及び第二号ホ(2)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月三日

環境大臣　原田　義昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第一（第一条の二関係）	**別表第一**（第一条の二関係）
一～三　（略）	一～三　（略）
四　水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設	四　水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
五～十七　（略）	五～十七　（略）